影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告書

~男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施のための 調査手法の試み~

平成 15 年 11 月

内閣府男女共同参画局 影響調査事例研究ワーキングチーム

男女共同参画社会基本法では、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に 影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画 社会の形成に配慮しなければならないとされています。このためには、国や地方公共 団体の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査する「男女共同参画影響調 査」が重要であり、その調査手法について内閣府男女共同参画局に影響調査事例研究 ワーキングチームを設置して検討を行ってまいりました。

本中間報告書は、その副題に示したとおり影響調査の「手法の試み」です。影響調 査は、すべての施策を対象とするものであり、調査方法を一律に決めることは困難で す。もとより、広範多岐にわたる施策のすべてについて、ここに示した調査手法が適 用されるものではありません。とはいえ、予算、人員など様々な資源に制約がある中 で、各種施策に男女共同参画の視点を組み込ませるためにも、影響調査を進めること は極めて重要であることから、この度、ワーキングチームにおける現段階での検討成 果を中間報告として公表することといたしました。

本中間報告書で紹介した各種事例や手法の例を手がかりとして、国や地方公共団体 等各方面で影響調査についての検討を深め、調査の実践を試みていただき、その過程 でお気づきの点、御意見等をお寄せいただきますようお願いいたします。皆様のご意 見、新しい事例等を取り入れながら、よりわかりやすく効果的な調査手法の開発に努 めていきたいと思います。

目 次

1	. 序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	.影響調査とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(1)影響調査とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(2)影響調査の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	(3) 政策評価との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3	.調査の主体、対象とする施策、時期・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	(1)実施する主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	(2)対象とする施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
	(3)実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	. 影響調査の手法例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
	(1)調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
	調査項目1 - 女性と男性のそれぞれの役割や状況、女性と男性が実際に必要
	としている事柄等の調査・把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	調査の趣旨・内容など
	調査のメリット
	調査の具体的方法
	ア・性別データから分かることの事例
	イ、有識者等からヒアリングをした事例
	ウ.女性の意見等を集約するための手法
	調査項目2-女性と男性に対する施策の効果(アウトカム)及び波及効果(副次
	的効果)あるいは意図しない効果の検討・・・・・・・・・・・・13
	調査の趣旨・内容など
	調査のメリット
	調査の具体的方法
	(2)分析・評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3)影響調査の調査分析評価過程例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	調査手法1(調査項目1の調査結果から施策の改善されるべき点が明らか
	になる分析・評価過程)
	調査手法2(調査項目2の調査結果から施策の改善されるべき点が明らか
	になる分析・評価過程)
5	. 影響調査の効果的な実施のために(留意すべき点)・・・・・・・・・ 23
	(1)性別データの収集・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
	(2)女性と男性の意見等の収集方法の活用・・・・・・・・・・・23
	(3)外部の専門家との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
	(4)関係府省(部局)間の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5)影響調査についての研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・24
	(6)影響調査の事例の収集と事例から可能な手法の開発・・・・・・25

6	•	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	;
		(1)諸外国の参考事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26)
		カナダ ジェンダーに基づく分析 (Gender-based Analysis)	
		スェーデン 3 R 方法(3 R method)及び GERAC(Gender Equality –	
		Review, Analysis, Conclusions)	
		英国 「2002 年度プレ予算報告書に対する応答」(Response to the 2002 Rre	
		Budget Report)	

(2) 女性の意見を集約するための手法事例・・・・・・・・・・30